

介護サービス事業者の変更届出等に係る「電子申請・届出システム」の運用開始について

本県では、介護サービス事業者が申請届出を簡易に行うことができるよう、令和6年12月から以下の届出について、電子申請・届出システムによる受付を開始します。従来どおりの紙媒体での提出も可能です。

○鹿児島県において電子申請・届出システムによる受付を開始する手続き

- 変更届出
- 廃止、休止届出
- 再開届出
- 指定辞退届出
- 加算に関する届出

手数料を徴収する指定申請や開設許可申請等の手続きについては、今後、電子収納の準備ができ次第、受付を開始する予定としていますので、記載のない手続きについては、従来どおり、紙媒体で提出してください。

※電子申請・届出システムの詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。

[厚生労働省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

各種申請・届出に関する説明や様式データ等については、以下をご覧ください。

※令和6年4月1日から厚生労働大臣が定める様式及び添付書類に変更しています。

[通所介護及び介護保険施設等事前協議](#)

[指定申請について](#)

[介護医療院の開設許可申請及び介護給付費の請求について](#)

[介護老人保健施設に関する変更の届出](#)

[変更届出書関係](#)

[廃止・休止、再開届出書関係](#)

[指定介護サービス事業所等の更新について](#)

[介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（令和6年度～）](#)

○電子申請・届出システムの利用手続

電子申請・届出システムは、以下のリンクから利用してください。

[電子申請・届出システム（外部サイトヘリンク）](#)

※操作方法については、システムログイン画面にあります「ヘルプ」にマニュアル等掲載されていますので、そちらをご覧ください。

※手数料を徴収する指定申請や開設許可申請等の手続きについては、今後、電子収納の準備ができ次第、受付を開始する予定としていますので、従来どおり紙媒体で提出してください。

○電子申請・届出システムの利用準備

1.対応ブラウザについて

Edge, Safari, Chrome（最新バージョン推奨）

2.GビズIDについて 必須

電子申請届出システムをご利用されるためには、GビズIDアカウントの取得が必須です。

以下のデジタル庁のホームページからGビズIDを取得していただきますよう、お願いします。（GビズIDの取得には2週間程度かかります。）

電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」ですが、最初は必ずプライムのアカウントを取得する必要があります。（「gBizIDエントリー」はご利用いただけません。）

[GビズIDサイト（外部サイトヘリンク）](#)

3.登記情報提供サービス（法務省）[登記事項証明書の提出が必要な場合](#)
登記事項証明書を提出するにあたっては、法務省「登記情報提供サービス」の利用登録が必要です。
事前にご登録ください。（審査・登録に4週間程度かかります。）
[登記情報提供サービス（外部サイトヘリンク）](#)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室
電話番号：099-286-2687

鹿児島県 法人番号：8000020460001
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
代表電話番号：099-286-2111

令和6年11月21日

各介護サービス事業所の代表者 様

鹿児島県保健福祉部

高齢者生き生き推進課介護保険室長

介護サービス事業者の変更届出等に係る「電子申請・届出システム」
の運用開始について（通知）

日頃より本県の高齢者保健福祉行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年3月に行われた介護保険法施行規則改正により、介護サービス事業者が都道府県知事に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める標準様式を使用することとし、「電子申請・届出システム」（以下「システム」という。）の使用が基本原則とされたところです。

都道府県知事は、令和8年3月31日までに、システムによる申請等の受理の準備を完了することとされており、本県においては、本年12月1日から、下記の届出について、システムによる受付を開始することとしました。

なお、手数料を徴収する指定申請や開設許可申請等の手続については、今後、電子収納の準備ができ次第、受付を開始する予定としています。

記

- 1 電子申請・届出システムによる受付を開始する手続き
変更届出、廃止・休止届出、再開届出、指定辞退届出、加算に関する届出

【鹿児島県ホームページ】

ホーム＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞事業所指定手続関係＞介護サービス事業者の変更届出等に係る「電子申請・届出システム」の運用開始について

【問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部

高齢者生き生き推進課介護保険室

事業者指導係 澄川

電話 099-286-2687